

小矢部市民体育館（令和5年10月1日改定）

改 定 後					現 行												
(単位：円)					(単位：円)												
施設名	区分			基本使用料		施設名	区分			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		
小矢部市民体育館	アリーナ	個人使用	児童及び生徒		1回2時間以内	100	個人使用	児童及び生徒		1回2時間以内 100円							
			一般		1回2時間以内	200		一般		1回2時間以内 200円							
		アマチュアスポーツに使用する場合	大会	有料の場合	全面	1時間当たり	4,860	アマチュアスポーツに使用する場合	大会	有料の場合	全面	10,360	17,260	15,550	27,620	32,820	43,180
				無料の場合	全面	1時間当たり	1,620			無料の場合	全面	3,450	5,750	5,180	9,210	10,940	14,390
		練習		全面	1時間当たり	1,620	練習		全面	3,450	5,750	5,180	9,210	10,940	14,390		
		アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合	大会	有料の場合	全面	1時間当たり	8,100	アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合	大会	無料の場合	全面	17,260	28,770	25,920	46,040	54,690	71,960
				無料の場合	全面	1時間当たり	4,860			無料の場合	全面	10,360	17,260	15,550	27,620	32,820	43,180
		練習		全面	1時間当たり	4,860	練習		全面	10,360	17,260	15,550	27,620	32,820	43,180		
	スポーツ以外に使用する場合	有料の場合		全面	1時間当たり	16,200	スポーツ以外	有料の場合	全面		34,530	57,550	51,840	92,070	109,390	143,920	
		無料の場合		全面	1時間当たり	8,100			無料の場合	全面	17,260	28,770	25,920	46,040	54,690	71,960	
	営利を目的とする場合			全面	1時間当たり	16,200	営利を目的とする場合			全面	34,530	57,550	51,840	92,070	109,390	143,920	
	軽運動室	個人使用	児童及び生徒		1回2時間以内	100	個人使用	児童及び生徒		1回2時間以内 100円							
			一般		1回2時間以内	200		一般		1回2時間以内 200円							
		スポーツに使用する場合			全面	1時間当たり	230	スポーツに使用する場合			全面	10,360	17,260	15,550	27,620	32,820	43,180
スポーツ以外に使用する場合			全面	1時間当たり	1,150	スポーツ以外に使用する場合			全面	10,360	17,260	15,550	27,620	32,820	43,180		
営利を目的とする場合			全面	1時間当たり	2,300	営利を目的とする場合			全面	34,530	57,550	51,840	92,070	109,390	143,920		

改 定 後	
会議室	1時間当たり 110

- 備考
- この表において「個人使用」とは、10人未満の場合をいう。
 - この表において「児童及び生徒」とは、小学生、中学生及び高校生をいう。
 - この表において「有料」とは、大会、試合等において使用者が入場者から入場料を徴収する場合をいい、「無料」とは、大会、試合等において使用者が入場者から入場料を徴収しない場合をいう。ただし、アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が競技参加者から徴収する参加料（保険料その他大会運営に要する経費に充当するため徴収するものをいう。）は、入場料とみなさない。
 - 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて使用する場合の当該時間に係る使用料は、この表に定める額に、その30パーセントに相当する額を加算した額とする。
 - 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 使用時間の短縮による使用料の減額を行わない。
 - 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。
 - 使用面積区分が片面使用の場合における使用料は、全面使用の場合の50パーセントに相当する額とする。
 - 個人使用の場合における使用面積区分は、4分の1面とする。

		現 行							
	に使用する場 合	無料の場 合	全 面	17,260	28,770	25,920	46,040	54,690	71,960
	営利を目的とする 場 合		全 面	34,530	57,550	51,840	92,070	109,390	143,920
軽 運 動 室	個人使 用	児童及び生徒		1回2時間以内 100円					
		一般		1回2時間以内 200円					
	スポーツに使用す る場 合		全 面	500	830	740	1,320	1,570	2,070
	スポーツ以外に使用 する場 合		全 面	2,500	4,130	3,720	6,620	7,840	10,340
	営利を目的とする 場 合		全 面	4,990	8,250	7,440	13,240	15,690	20,680
会議室				330	550	500	880	1,050	1,380

- 備考
- この表において「個人使用」とは、10人未満の場合をいう。
 - この表において「児童及び生徒」とは、小学生、中学生及び高校生をいう。
 - この表において「有料」とは、大会、試合等において使用者が入場者から入場料を徴収する場合をいい、「無料」とは、大会、試合等において使用者が入場者から入場料を徴収しない場合をいう。ただし、アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が競技参加者から徴収する参加料（保険料その他大会運営に要する経費に充当するため徴収するものをいう。）は、入場料とみなさない。
 - 承認を受けた使用時間帯を超えて使用するとき（個人使用の場合を除く。）は、超過時間1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、当該使用時間帯の額の30パーセントに相当する額を加算する。
 - 使用時間の短縮による使用料の減額を行わない。
 - 使用面積区分が片面使用の場合における使用料は、当該使用時間帯の額の50パーセントに相当する額とする。
 - 個人使用の場合における使用面積区分は、4分の1面とする。